

■ 第1編 総則 ■

第1編 総則

第1節 本計画の目的

第2節 地域の概要

第3節 災害の想定

第4節 防災に関する基本方針

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第6節 住民、事業者の基本的責務

第7節 計画の修正及び周知徹底

第1節 本計画の目的

泉佐野市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、泉佐野市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

ここで、本計画の対象となる区域は、泉佐野市全域とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に指定されている関西国際空港地区に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油等の漏洩、爆発、航空機事故などが想定され、区域外への直接的な影響は考えられないが、大量の負傷者や要救助者等の発生が予想される。また、空港機能が速やかに回復できなければ、その影響は広く関西圏の経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、連携を図るものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

この計画は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、市域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。但し、原子力災害については、その特殊性に鑑み、「原子力災害対策編」として別に定める。

なお、本計画の構成は、次のとおりとする。

表 泉佐野市地域防災計画の構成

第1編 総則	計画の目的を明らかにし、市及び防災関係各機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。
第2編 災害予防対策	災害の未然防止対策、市民への啓発活動及び災害発生直後の応急対策・復旧対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定める。
第3編 災害応急対策	大規模な自然災害に対応するため、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
付編1	東海地震に係る警戒宣言が発せられた時から地震の発生又は警戒解

東海地震の警戒宣言に伴う対応	除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めている。
付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等を定めている。
第4編 事故等災害応急対策	自然災害以外の事故災害に対応するための防御措置、災害の拡大防止措置について基本的な計画を定める。
第5編 災害復旧・復興対策	被災者の生活、企業活動等、地域再建のための各種施策及び復興の基本方針について定める。
第6編 原子力災害対策	原子力災害に対応するため、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、被害の拡大防止措置及び被災者に対する医療救護措置等について基本的な計画を定める。また、広域避難の受入れについても定める。
資料編	各対策の実施に必要な資料・法令・様式等を収録する。

第2節 地域の概要

1. 自然的条件

(1) 位置

本市は、大阪府の南部に位置し、北西は大阪湾に面し、南東は和泉山脈の分水界を境界として直接和歌山県に、また北東は貝塚市、熊取町に、南西は田尻町、泉南市に接する。市役所の位置は、東経 135 度 19 分 48 秒、北緯 34 度 24 分 13 秒であり、市域は南北に細長く、面積は 56.51km²である。

(2) 地勢

本市の地形は、北西から、埋立地・低地（海岸平野、河川沿いの谷底平野）、台地（泉南台地）、丘陵地（泉南丘陵）、山地（和泉山地）の 4 つの地帯に区分され、臨海部は住宅と工業の混合地域、台地部は住宅と商業の混合地域、丘陵部は森林地域として利用されている。

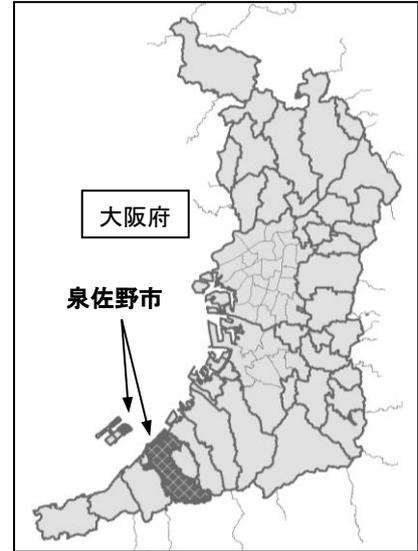


図 泉佐野市の位置

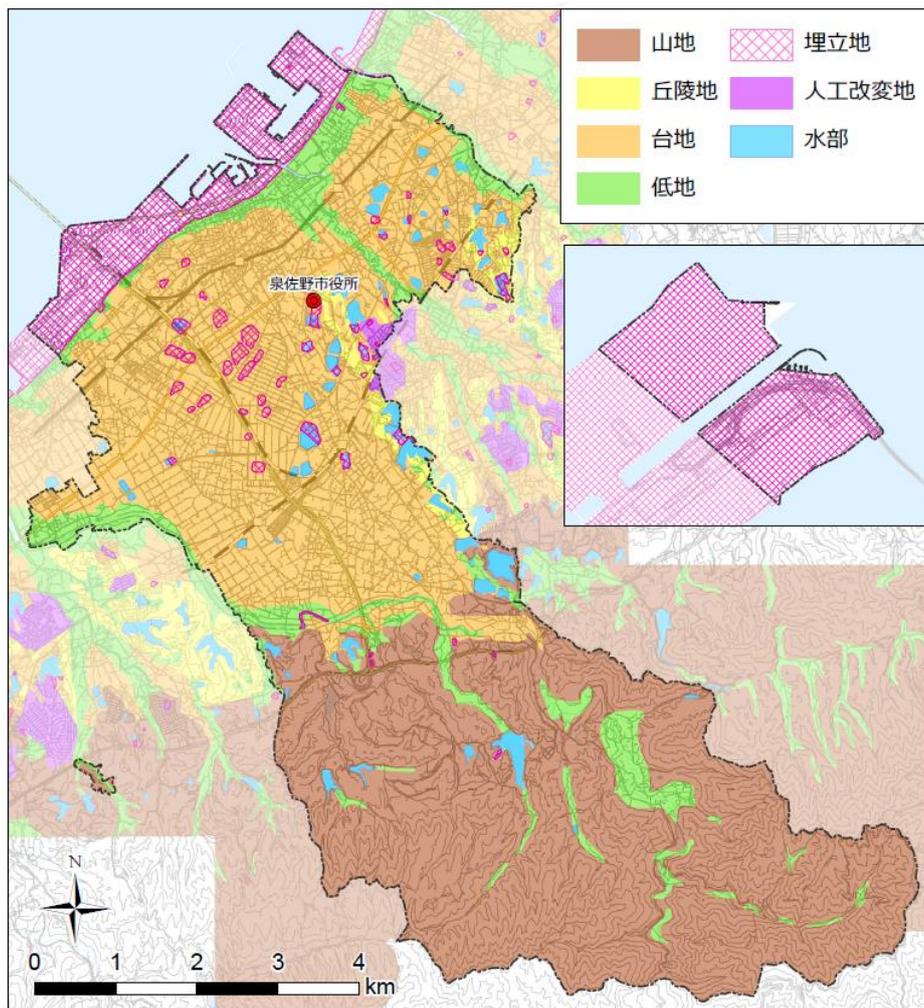


図 地形区分の概要

(3) 気象

瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候で、年平均気温は 16℃前後、年平均風速は 2.2m/s 前後、雨量は年平均 1,330mm 程度である。(大阪管区気象台 熊取観測所 平成 16 年から平成 25 年調べ) 降雨は 6 月下旬を中心とする梅雨期、台風期を含む秋雨期に集中する。

2. 社会的条件

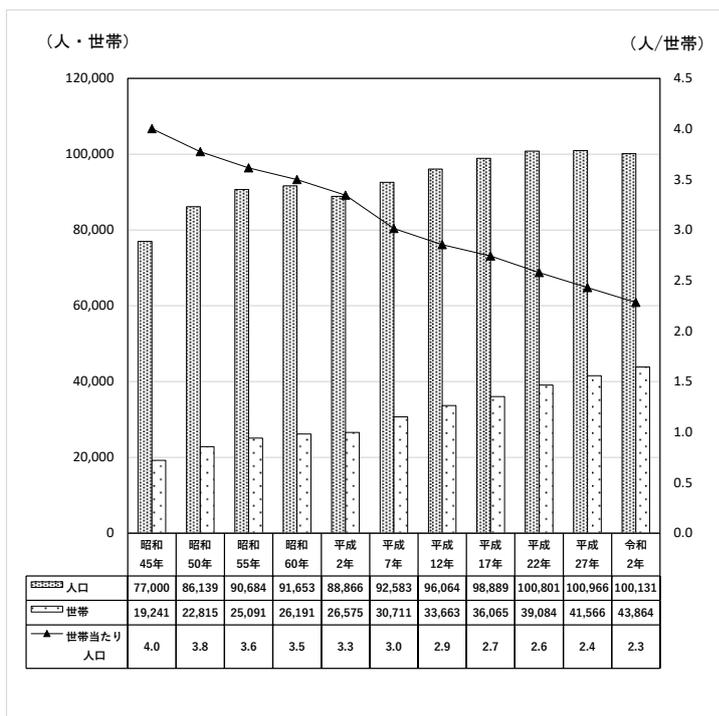
(1) 人口

本市の人口は、昭和 61 年まで増加してきたが、地価の高騰等の影響を受け減少に転じた。しかし、関西国際空港開港の影響などを受けて平成 4 年以降は再び増加に転じ、令和 2 年 10 月 1 日現在 (国勢調査) では、100,131 人、43,864 世帯となっている。

一世帯当たり人員は、平成 2 年は 3.34 人であったが、単身者世帯などの増加により、令和 2 年には 2.28 人へと減少している。

また、高齢化も顕著となり、平成 2 年の高齢化率 (総人口に対する 65 歳以上人口の割合) は 11.0%であったが、令和 2 年には 26.2%に上昇している。

[人口・世帯数の変化]



[高齢化率の変化]

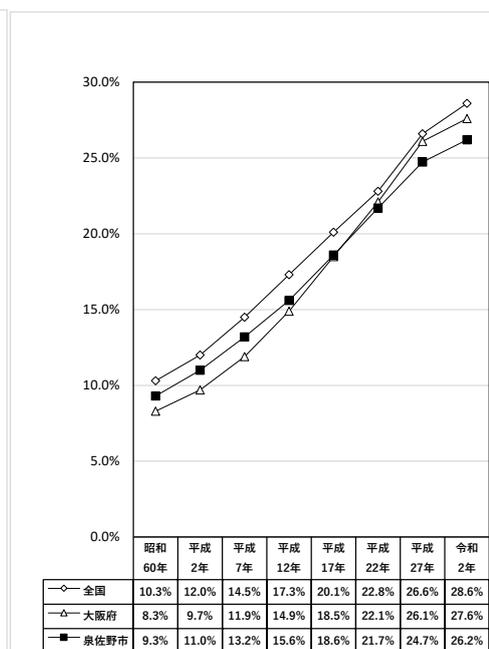


図 泉佐野市の人口の変化

(2) 土地利用

本市の土地利用は、海岸線沿いの臨海地域、大阪臨海線から国道26号線までの沿岸市街地地域、国道26号線から阪和自動車道までの台地、丘陵地に分布する内陸市街地地域、農空間地域、南部の山間地域に大別される。

〔臨海地域〕

この地域は、旧防波堤より海側の地域で、埋立造成された空港島をはじめ、りんくうタウンと食品コンビナート、漁港周辺で構成される。

〔沿岸市街地地域〕

この地域は、旧防波堤から国道26号線の地域で、住宅が密集する地域、商業・業務、住宅などの用途が混在する市街地で構成される。

〔内陸市街地地域〕

この地域は、国道26号線から丘陵部を流れる樫井川までの地域で、住宅と工場の混在する市街地をはじめ、計画的な住宅団地、小規模な開発によるスプロール化が見られる地域である。

〔農空間地域〕

この地域は、国道26号から丘陵部を流れる樫井川までの地域で、古くから農業的な土地利用が図られ、まとまりのある優良農地がある地域である。

〔山間地域〕

この地域は、阪和自動車道から府県境に至る山間地で、水源かん養や環境の保全、景観の形成等の役割を担う森林地帯と河川沿いに形成された集落からなり、府県境付近では金剛生駒紀泉国定公園に指定され、自然豊かな地域となっている。

3. 災害の特性

次表に本市の地形、地質、災害履歴、土地利用等からみた災害の特性を整理した。

表 泉佐野市の災害特性

項目	低地	台地	丘陵地	山地
地形	市域の約1割を占める低地では、旧海岸沿いに海岸平野が分布し、佐野川、見出川沿いに谷底平野が分布している。近年の工業用地や漁港等としての埋立地に加えて、りんくうタウン建設のため大規模な埋立が行われ、昔の海岸線は見られなくなった。	市域の約4割を占める泉南台地は阪和道以北に位置し、標高は10m～50mと南東方面に次第に高くなっている。台地の平坦面は中位あるいは低地の段丘面に相当する。	泉南丘陵は市域の北東部、熊取町との境界沿いに細くのびている。市域に占める割合はわずかである。 標高は100m以下で林地等に利用されていたが最近では宅地開発が行われている。	市域の約4割を占める和泉山地は南部に位置し、標高は700m～400mで東から西に行くほど低下する。犬鳴川や樫井川支流沿いでは浸食が進み主谷は北東方向から南東―北西方向に走っている。山地斜面の傾斜度は20度以上が大部分で緩斜面は極めて少ない。
地質	低地の地層は沖積層の砂及び泥であり、厚さは3～5mと推定される。河川沿いには砂質堆積物が多く、一部礫質堆積物も分布する。礫質堆積物の厚さは1～2mで主に中～小円礫からなる。	中低位における礫質堆積物は直径数cm～十cmの円礫～垂円礫からなり、山地近くでは直径数十cmの巨礫を交える。厚さは5m程度で表面は褐色であるが全体として風化は受けていない。	丘陵地の地質は大阪層群であり、泥及び砂質堆積物、砂及び泥質堆積物、礫及び泥質堆積物からなる。	和泉山脈北部の地質は花崗岩類と流紋岩類である。花崗岩類は風化しやすく、流紋岩類は風化に強く露岩が多い。 和泉山脈南部の地質は和泉層群であり、礫岩、砂岩礫岩層、砂岩泥岩互層、泥岩からなる固結堆積物である。これらは泥岩を除き新鮮で強固な岩質である。

項目	低地	台地	丘陵地	山地
災害履歴	低地は昭和30年代まで堤防の決壊や高潮による外水氾濫が多かったが、現在は河川改修や防潮堤が整備され、外水氾濫の危険性は少なくなった。最近では小規模の内水氾濫が多くなっている。	泉南台地は広く分布し、境界は不明瞭であるが複数の台地面が階段状に分布している。低い台地面や凹地では、周囲の高い台地面からの水の流れ込み等が排水しきれないため、浸水被害が発生している。	泉南丘陵では大規模な災害の記録はなく、災害に対して比較的安全であるといえる。しかし、昭和30年代後半からの人工改変のため、旧谷地形の盛土部分は平成元年の豪雨時に浸水した。これは盛土部分が圧密沈下を起こし相対的な凹地となったからと考えられる。	和泉山脈では、山地を流れる樫井川沿いの台地に浸水の記録が確認されるものの、大きな災害の記録は確認できない。しかし、山麓堆積地形である沖積錘が見られ、豪雨時の出水により再移動し土石流が発生する危険がある。
土地利用の変遷	旧海岸沿いの低地はかつての砂礫地であり、松林がこれに沿って分布していたが、現在、盛土されて住宅や商工業地として利用されている。 また、臨海部には埋立てにより、食品コンビナートやりんくうタウンが形成された。	台地は大部分が農地であり、かんがい用ため池も多く見られたが、昭和30年代からの都市化により農地は宅地や工業用地に転用され、ため池も埋め立てられたものがある。	丘陵地の大部分は樹林地であったが、泉ヶ丘では宅地に転用され、日根野では学校など公共施設建設のための人工改変が著しい。	近年になって山間部には北部に阪和自動車道が開通し、関西空港自動車道への泉佐野JCTや上之郷ICも造られ、ゴルフ場も造成されるなど大規模な人工改変がなされた。
自然的要因からみた災害特性	水害	<p>現在は防潮堤（T.P+3.7～+5.2m）が整備され高潮による災害の危険性は少なくなった。 佐野川、見出川沿いの谷低平野では、都市化に伴って上流川の保水力・遊水機能が低下し、小規模ながら内水氾濫による浸水箇所がみられるようになった。</p> <p>都市化により地表がアスファルト等に被われ豪雨時の流水が地下に浸水しにくい状況にある。このため、表流水が低い部分に集中しやすく浸水の危険性がある。 また、遊水池として機能していた農地の宅地化により、昔は浸水被害が生じなかった雨量でも浸水被害を生じる可能性が大きくなったといえる。 南東側の丘陵地からの出水により浸水被害を生じるおそれがある。</p>	<p>都市化により地表がアスファルト等に被われ豪雨時の流水が地下に浸透しにくい状況にある。このため、表流水が低い部分に集中しやすく浸水の危険性がある。 盛土部（旧谷部）は、盛土材の圧密沈下により周囲に比べて低くなっていることがあり、豪雨時に雨水が集中することが考えられる。</p>	—
	土砂災害	—	—	<p>山地は、急傾斜地（30度以上）が多く崩壊の危険性が高い。山地を構成する基盤岩のひとつである和泉層群は砂岩、頁岩の互層により層状岩盤であり、流れ盤斜面での層面すべりが発生しやすい。また基盤岩の花崗岩類は風化が進み、斜面崩壊の危険性が高い。 これからの崩積土が河川を閉塞すると上流側は水位上昇による浸水、下流側は土石流の危険性がある。</p>

第3節 災害の想定

本計画の作成にあたって、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び災害履歴を勘案して災害を想定し、これを前提とする。

1. 想定する主な災害

本計画において想定する主な災害は、次のとおりである。また、次の各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。

(1) 地震による災害（地震災害）

- ア. 地震による家屋、都市施設（電力、ガス、通信、上水道・下水道、交通施設等）の損壊及び人的被害
- イ. 地震に伴う火災
- ウ. 地震に伴う土砂災害
- エ. 地震に伴う津波
- オ. 地震に伴う社会的混乱

(2) 台風・集中豪雨等異常降雨による災害（風水害）

- ア. 河川の氾濫、浸水、ため池の決壊等
- イ. 高潮による海岸地域の浸水等
- ウ. 強風による家屋の倒壊、板類の飛散等
- エ. 低湿地域などの排水不足による浸水等
- オ. 宅地造成地及び急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れ、土石流等

(3) その他の災害

- ア. 山地における大規模山林火災（林野火災等）
- イ. 危険物の爆発等による災害（危険物等災害）
- ウ. 航空機の墜落、遭難事故（航空機災害）
- エ. 海上事故（海上災害）
 - (ア) 大型タンカー事故等による油災害
 - (イ) 多数の者の遭難を伴う船舶の遭難事故
- オ. その他
 - (ア) 大規模車両災害
 - (イ) 旅客列車の転覆事故
 - (ウ) 都市区域等家屋密集地域、高層建築物における大規模火災等

(4) 原子力災害

(5) 竜巻災害

2. 地震による被害想定

府は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による直下型地震と海溝型地震による被害を想定した。

以下の被害想定結果は、「平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書 大阪府」のうち本市に関わる被害想定結果と、平成 25 年度に南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会で府が想定した南海トラフ巨大地震による被害想定を整理したものである。

（1）直下型地震の被害想定（平成 18 年度実施）

ア. 想定地震

表 想定地震一覧

直下型地震	①上町断層帯地震 ②生駒断層帯地震 ③有馬高槻断層帯地震 ④中央構造線断層帯地震
-------	---

イ. 想定地震発生時の条件

(ア) 季節、時間：冬の夕刻、平日午後 6 時頃

(イ) 気象条件、風速：晴れ、超過確率 1% 風速（1 年のうち 3 日程度はありうる風速）

ウ. 府の被害想定に基づく本市における想定結果

表 本市における直下型地震被害想定結果

想定地震	上町断層帯地震 A 上町断層帯地震 B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8 震度 A) 4 ~6弱 B) 5弱~6強	マグニチュード (M) 7.3~7.7 震度 4~5強	マグニチュード (M) 7.3~7.7 震度 4~5弱	マグニチュード (M) 7.7~8.1 震度 5強~7
建物全半壊 棟数	全 壊 A) 235 棟 B) 3,140 棟 半 壊 A) 561 棟 B) 3,658 棟	全 壊 0 棟 半 壊 0 棟	全 壊 0 棟 半 壊 0 棟	全 壊 6,535 棟 半 壊 6,423 棟
炎上出火 件数	A) 0 (0) 件 B) 2 (3) 件	0 (0) 件	0 (0) 件	6 (7) 件
死傷者数	死 者 A) 0 人 B) 34 人 負 傷 者 A) 147 人 B) 967 人	死 者 0 人 負 傷 者 0 人	死 者 0 人 負 傷 者 0 人	死 者 92 人 負 傷 者 1,272 人
罹災者数	A) 2,493 人 B) 20,830 人	1 人	0 人	40,942 人
避難所 生活者	A) 723 人 B) 6,041 人	1 人	0 人	11,874 人

想定地震		上町断層帯地震 A 上町断層帯地震 B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震
ライフライン	停電	A) 1,010 軒 B) 11,864 軒	0 軒	0 軒	31,765 軒
	ガス供給停止	A) 0 戸 B) 24,000 戸	0 戸	0 戸	24,000 戸
	断水	A) 11.2% B) 53.4%	0%	0%	58.5%
	電話不通	A) 1,150 回線 B) 2,070 回線	115 回線	0 回線	15,525 回線

※上記想定結果は、「平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」による。なお、各地震における被害想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。
 ※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ（A）と南部に破壊開始点を設定するシナリオ（B）の結果が大きく異なることから、2つのシナリオを採用している。
 ※炎上出火件数とは、家人や隣人などの住民の初期消火により消火しきれなかったものであり、1日間の合計値を示している。（ ）内は3日間の合計値。

以下に、最も大きな被害が予想される中央構造線断層帯地震の震度分布を示す。

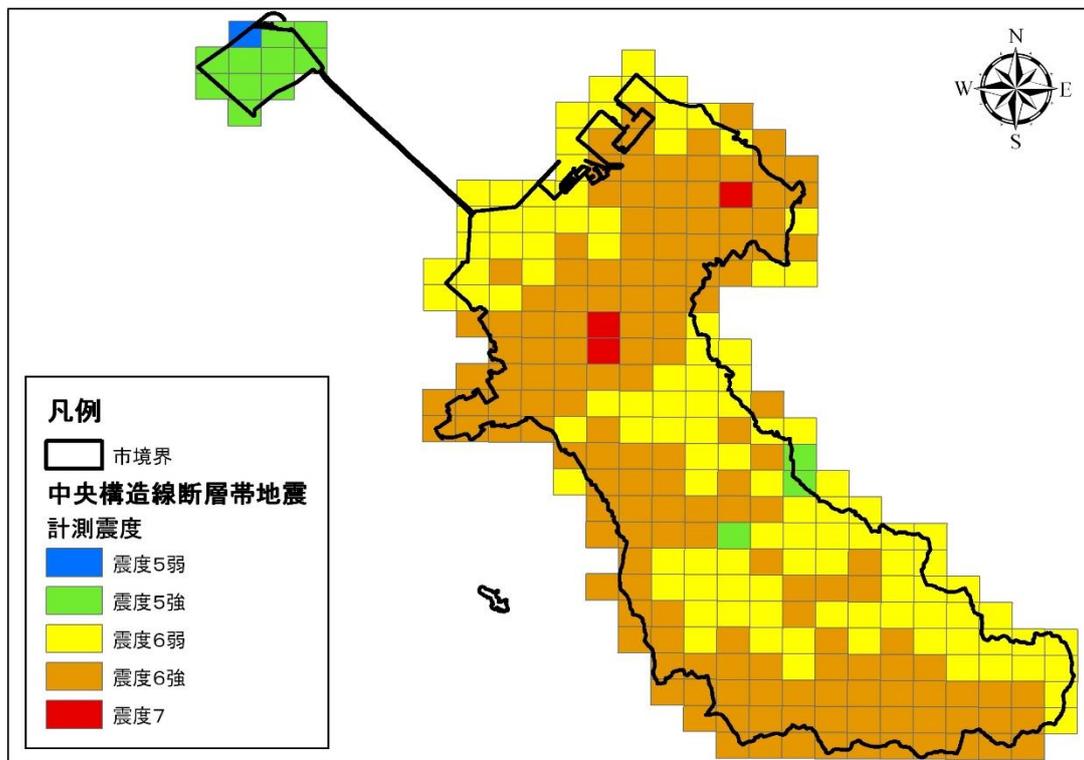


図 中央構造線断層帯地震震度分布図

(2) 海溝型地震の被害想定（平成 25 年度実施）

ア. 想定地震

海溝型地震 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

イ. 想定地震発生時の条件

気象条件、風速 : 晴れ、1%超過確率風速(1年のうち3日程度はありうる風速)

ウ. 府の被害想定に基づく本市における想定結果

表 本市における海溝型地震被害想定(1)

想定地震		南海トラフ巨大地震	
地震の規模		モーメントマグニチュード(M _w) 9.0~9.1	
		震度6弱	
津波の規模		最大津波水位 T.P.+3.8m	
		最短到達時間 81分	
建物全半壊棟数		全壊 232棟	半壊 2,067棟
内訳	揺れ	115棟	1,343棟
	液状化	115棟	502棟
	津波	2棟	222棟
	急傾斜	0棟	0棟
	火災	0棟	0棟
出火件数(炎上1日夕刻)		3件	
死傷者数(死者数は冬18時、負傷者数は夏12時が最大値となる)		死者数(冬18時) 86人(7人)	負傷者数(夏12時) 700人(227人)
内訳	建物倒壊	7人	227人
	津波	79人(0人)	473人(0人)
	ブロック・自販機・屋外落下物	0人	0人

※最短到達時間は+1mの津波が来襲する時間

※死傷者数は、津波からの早期避難率が低い場合の人数。()は、津波からの避難が迅速な場合の人数

表 本市における海溝型地震被害想定(2)

		被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後	約40日後
避難者数		7,666人	-	-	13,006人	15,516人	2,019人
内訳	避難所	4,997人	-	-	6,882人	4,655人	606人
	避難所外	2,669人	-	-	6,124人	10,861人	1,413人
ライフライン	停電	49.0%	3.9%	1.9%	0.0%	0.0%	-
	水道断水	89.1%	49.7%	47.3%	44.7%	15.2%	1.1%
	下水道機能支障	3.9%	3.9%	3.4%	2.9%	0.0%	-
	ガス供給停止	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
	携帯電話停波基地局	99.1%	6.6%	4.7%	2.8%	2.8%	-
	電話不通	100.0%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	-

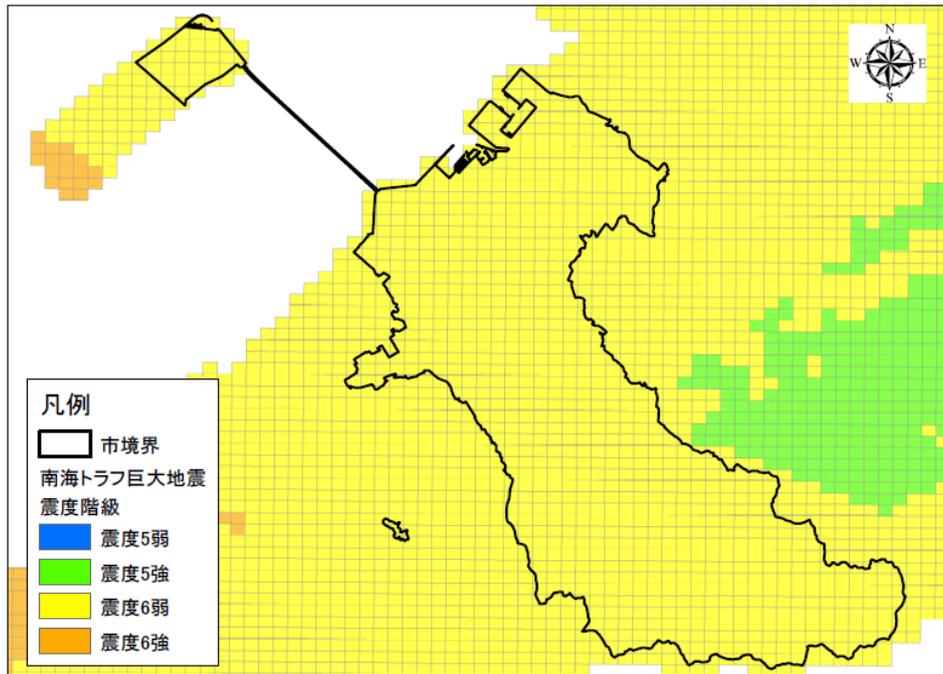


図 南海トラフ巨大地震震度分布

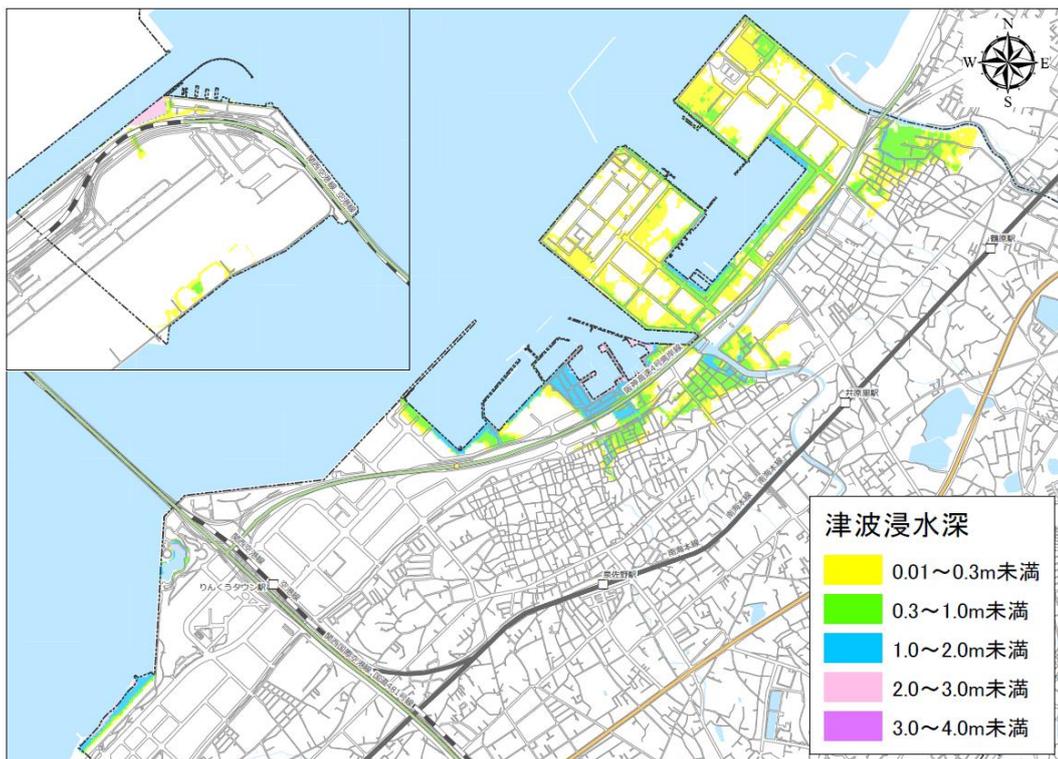


図 南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域

<資料>

- ・資料編：1－2 泉佐野市災害履歴
- ・資料編：1－3 大阪府周辺の主な活断層分布図
- ・資料編：1－4 地震被害想定の概要

3. 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成25年12月に改正南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「法」という。）が施行され、法第3条の規定に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定されている。府では、本市をはじめ33市8町1村が推進地域に指定されている。

なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準と津波に関する基準に該当する。

(ア) 震度に関する基準

震度6弱以上となる地域を基準とする。

(イ) 津波に関する基準

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

- ・ 「大津波」（3mを超える）が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

(ウ) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・ 広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・ 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

〈資料〉

- ・ 資料編：1－4 地震被害想定の概要

第4節 防災に関する基本方針

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。今後、南海トラフ巨大地震など甚大な被害をもたらすおそれのある災害に対しては、災害発生時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本とし、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、昨今も様々な自然災害が発生していることから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策の推進にあたっては、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興 の5つの考え方を基本方針として対策を推進していくこととする。

また、災害対策は、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の段階があることから、計画的に災害対策を進めていけるよう、各段階に応じた対策の方向性を規定する。

(1) 災害予防段階の対応

災害予防段階の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

(2) 災害応急段階の対応

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無、国籍など被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。

(3) 災害復旧・復興段階の対応

最優先事項であるライフライン施設等の早期復旧とともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が丸一となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点から踏まえながら、取り組んでいく。

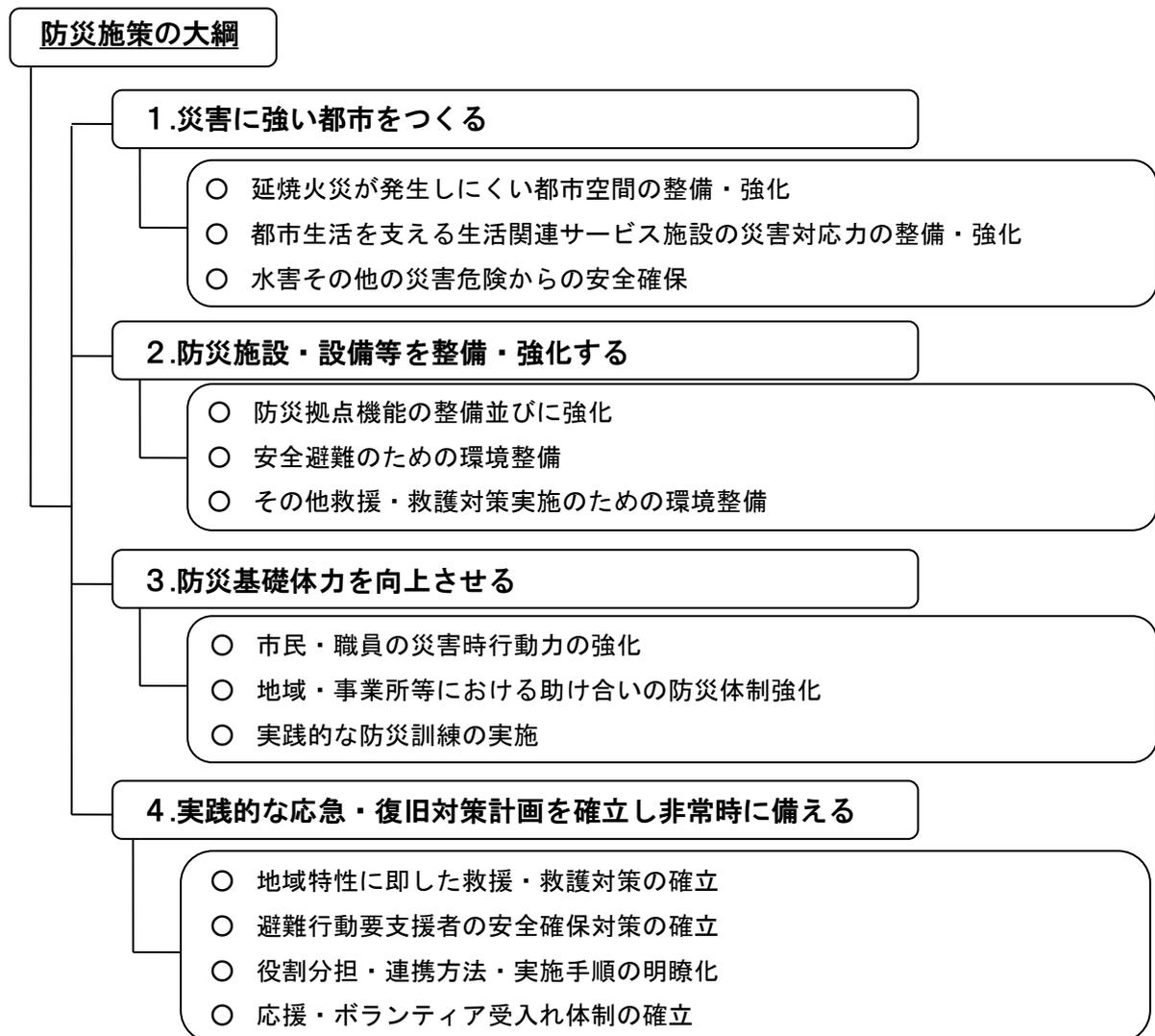
1. 行政の責務

市と府、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整

備を促進すること（公助）が必要なことはもちろんであるが、大規模災害時には、公的機関による十分な災害応急対応が望めなくなることも想定する必要がある。よって、被害に遭わないための自らの日頃の備え（自助）や隣近所の助け合い（共助）が重要であるとの観点から、市民、事業所、ボランティア等、多様な主体が自発的に防災活動を推進し、防災体制の充実と防災意識の高揚を図る。

2. 防災施策の大綱

防災施策の大綱は、以下のとおりである。



（1）災害に強い都市をつくる

ア. 延焼火災が発生しにくい都市空間の整備・強化

延焼火災の発生を防止することができれば、地震により発生するおそれのある一・二次災害のかなりの部分は軽減できることが阪神・淡路大震災でも明らかである。

- まちの建築物を燃えにくく耐震性にすぐれたものとする
- 道路や河川等の延焼遮断機能を強化し各地の防災ブロック化の実現

イ. 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化

都市化の進展により生活の便利さが増大した反面、災害に対する潜在的な脆弱性もまた増大している。

電気や上水道の供給停止、電話の不通等を最小限にとどめるため、生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化が必要である。

ウ. 水害その他の災害危険からの安全確保

河川施設等の安全性を強化し、雨水流出抑制のためのさまざまな施策を総合的に組み合わせた治水対策を推進し、水害に対して強い都市づくりを進める必要がある。

エ. 原子力防災対策の推進

原子力事業者等との連携を図り、安全監視の徹底、周辺住民の安全確保等に関する協定書の遵守、連絡体制の強化、資機材の計画的整備など安全対策に努める。

(2) 防災施設・設備等を整備・強化する

ア. 防災拠点機能の整備並びに強化

自然的、社会的地域防災特性を踏まえ、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自、各地域が独力で事態に対処（「分散防御」）し、そして本部の適切な指揮のもと連携（「集中防御」）する能力が要求される。「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスの取れた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となる施設を整備し強化しておかなければならない。

イ. 安全避難のための環境整備

災害時に、緊急に難を避け生命の安全を確保することが出来るよう、避難路が整備され、適切な範囲内に避難場所が整備される必要がある。また、非常時において、混乱を最小限にとどめながら適切に避難するための誘導體制の整備や資機材・救助ボート等の備蓄を行うとともに、避難行動力の不十分な障害者等が適切に避難できるような介助体制があわせて確立される必要がある。

ウ. その他救援・救護対策実施のための環境整備

広域的かつ、同時多発的災害が発生し、対策実施能力を大きく上回る被害状況の中では、優先すべき順位を明確にした活動計画が確立される必要がある。

迅速で適切な救援・救護対策を実施するためには、第一に災害対策要因や資機材の輸送が適切に行われる必要がある。第二により多くの人命の救助、重傷病者の優先救護を第一原則とした「救援・救助体制」、「災害時医療体制」等の整備が必要となる。

(3) 防災基礎体力を向上させる

ア. 市民・職員の災害時行動力の強化

不測の事態に際しても、自らの安全を確保し、しかも被害を最小限度にとどめるためには、市、関係機関、事業所、団体及び市民の多様な主体が自発的に防災活動を推進し、臨機応変に対処できるだけの防災意識を備え、災害時行動力の強化を図る必要がある。

イ. 地域・事業所等における助け合いの防災体制強化

大規模な災害時に行政の力だけで全ての市民を助けることは不可能であり、地域や事務所等の中での助け合いが重要となる。そのため、地域や事業所等に対して、災害に対する知識や対処法等の教育、啓発を実施していき、「自分たちの地域や事務所は自分たちで守る」という意識を根付かせることに努める。

ウ. 実践的な防災訓練の実施

不測の事態に際しても、一時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限度にとどめるため、市、関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの「実践的な防災訓練」が実施される必要がある。また、防災訓練は、様々な事態を想定して立てられたはずの応急対策計画やその他のマニュアルが実際に役立つものかどうか、試される場ともなる。

(4) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

ア. 地域特性に即した救援・救護対策の確立

不特定多数の人が集まる大規模店舗周辺では、パニックや火災の発生、高層住宅では、電気の停止により様々な設備のマヒなどが想定される。

また、隣接する市町村との境界部地域においては、市の対策拠点よりもむしろ隣接する市町村の施設の方が距離的にも対策実施能力的にもより適切に対処できる場合もある。

それぞれの場所に即した救護対策の確立に努める。

イ. 避難行動要支援者の安全確保対策の確立

避難行動要支援者に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当部を明確化し、あわせて避難所において安否の確認や避難行動要支援者優先のために必要なルールをとりきめておく。避難所には必ず市の担当職員を配置し、ルールの適用を担保する。また、府や国を通じて広域的な受入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに様々な介護介助サービスの緊急時における停止、若しくは低下を最小限にとどめるために必要な「避難行動要支援者の安全確保対策」を行う。以上を骨格とする総合的な安全確保対策が確立される必要がある。

ウ. 役割分担・連携方法・実施手順の明確化

あらかじめ「任務」の分担を漏れなく、かつ重複することなく明確に行っておき、各人・各部署が与えられた任務を果たすことが、即ち全体としての最小限の組織的活動が保証される形にしておく必要がある。そして、相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動期へ、迅速に移行することが要請される。

また、事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化（「マニュアル」化）を図っておく必要がある。

エ. 応援・ボランティア受入れ体制の確立

国・府への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化にあたっては、迅速な要請の実施が行えることを第一とする。特に、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施

■ 第1編 総則 ■

第4節 防災に関する基本方針

が市単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、早急に府知事が防衛大臣に自衛隊の派遣を要請するよう求めることが必要である。

また、ボランティアの受入れ・調整に関する本部機能については、可能な限り災害ボランティアセンターなど民間関連組織が主体となり行うよう位置づける。それに対して、市は必要なバックアップ機能を担当するなどの補助的な役割に徹する。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

泉佐野市地域防災計画は、泉佐野市の処理すべき事務を中心として、泉佐野市の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を、次のとおり定める。

1. 泉佐野市

(1) 各部室等共通

- ・ 所管施設利用者等の安全確保に関すること
- ・ 所管施設の警戒及び復旧に関すること
- ・ 所管の被害調査に関すること
- ・ 所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること
- ・ 住民からの問合せ対応に関すること
- ・ 本部長の特命事項に関すること
- ・ 各班の応援に関すること

(2) 市民協働部・市長公室・成長戦略室・会計課

- ・ 防災対策の総合調整に関すること
- ・ 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ・ 防災に係る教育、訓練に関すること
- ・ 自主防災組織の統制および活動支援に関すること
- ・ 災害対策本部会議及び防災会議に関すること
- ・ 配備指令及び本部指令の伝達に関すること
- ・ 災害情報の収集並びに報告に関すること
- ・ 本部と各部との連絡調整に関すること
- ・ 災害救助法に関すること
- ・ 災害無線通信に関すること
- ・ 本部の設置及び閉鎖に関すること
- ・ 自衛隊の派遣要請に関すること
- ・ 災害関係費に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 広報活動に関すること
- ・ 災害状況の記録写真に関すること
- ・ 報道関係との連絡に関すること
- ・ 避難指示等の実施に関すること
- ・ 広域応援等の要請・受入れに関すること
- ・ 一般見舞者の受付に関すること
- ・ 本部長等の被害地視察及び慰問に関すること
- ・ 被災者の相談に関すること
- ・ 男女共同参画の視点に立った被災者支援に関すること
- ・ 災害予算の編成に関すること

- ・ 市の災害復旧資金計画に関すること
- ・ 被害状況の収集及び報告に関すること
- ・ 災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること
- ・ 災害関係費の支出に関すること
- ・ 義援金品、見舞金品の受付、保管並びに受払記録に関すること
- ・ 災害関係費の支出の審査に関すること
- ・ 地域支援に関すること
- ・ 地域防災支援員との連絡調整に関すること
- ・ 通信及び情報機器の設置並びに運用に関すること

(3) 総務部

- ・ 市有財産の被害調査の総括に関すること
- ・ 庁舎の警備管理に関すること
- ・ 車輛の確保に関すること
- ・ 災害用諸物資（燃料・業務備品等）の調達に関すること
- ・ 災害時の用地対策に関すること
- ・ 電力確保に関すること
- ・ 職員の動員及び調整に関すること
- ・ 職員の災害派遣に関すること
- ・ 職員の現況把握に関すること
- ・ 職員の給与、休職及び救急医療に関すること
- ・ 職員及びその家族の被災状況の把握に関すること
- ・ 職員への情報提供に関すること
- ・ 職員の食料調達、配布に関すること
- ・ 専門ボランティアの受入れ及び配置に関すること
- ・ 家屋、土地、設備等の被害調査、確認及び報告に関すること
- ・ 罹災者（傷病者、死亡者を含む）の調査に関すること
- ・ 市税の徴収猶予及び減免に関すること
- ・ 市民の安否情報の集約に関すること
- ・ 市民からの安否問合せ受付及び対応に関すること

(4) 生活産業部

- ・ 農林水産関係の被害調査とその復旧計画に関すること
- ・ ため池等の警戒と応急修理に関すること
- ・ 土地改良区その他関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 土砂災害の警戒、被害調査とその復旧計画に関すること
- ・ 天災融資制度による資金の貸付に関すること
- ・ 商工業者の被害調査とその復旧計画に関すること
- ・ 府及び関係機関の救護物資調査に関すること
- ・ 旅行者及び帰宅困難者支援に関すること
- ・ 遺体の収容・埋葬に関すること
- ・ し尿塵芥処理に関すること

- ・ 仮設トイレの設置及び管理に関すること
- ・ 災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関すること
- ・ 所管施設の保全に関すること
- ・ 廃棄物処理に関すること
- ・ 環境衛生に関すること

(5) 健康福祉部

- ・ 避難行動要支援者の避難支援に関すること
- ・ 生活必需品等諸物資の調達及び配分計画に関すること
- ・ 災害弔慰金、災害障害見舞金及びその他支援金等の支給に関すること
- ・ 災害援護資金の貸付及び生活福祉資金制度に関すること
- ・ 被災者生活再建支援金の支給に関すること
- ・ 市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること
- ・ 災害ボランティアセンターに関すること
- ・ 生活保護世帯の罹災状況調査に関すること
- ・ 罹災世帯の生活保護に関すること
- ・ 災害復興資金（府の制度）に関すること
- ・ 罹災証明の発行に関すること
- ・ 被災者台帳の整備に関すること
- ・ 義援金・義援物資の配分（義援金配分委員会の設置）に関すること
- ・ 医療機関及び保健所との連絡に関すること
- ・ 食品衛生及び健康管理（感染症予防等）に関すること
- ・ 医療救護班との連絡調整に関すること
- ・ 収容者に対する食料及び物資の支給貸与に関すること
- ・ 食料の配給計画等に関すること
- ・ 食料品の調達、保管並びに配分に関すること

(6) こども部

- ・ 保育所の閉鎖等の措置に関すること
- ・ 課所管施設の被害状況の調査及び報告に関すること
- ・ 所管施設の園児等の保護に関すること
- ・ 避難所運営の応援に関すること

(7) 都市整備部

- ・ 建築物の耐震化に関すること
- ・ 災害復興計画に関すること
- ・ 被災宅地危険度判定に関すること
- ・ 被災建築物応急危険度判定に関すること
- ・ 巡回警戒に関すること
- ・ 市営住宅の警戒と応急修理に関すること
- ・ 市営住宅の被害調査と復旧計画に関すること
- ・ 住宅の応急修理・障害物の除去に関すること
- ・ 応急仮設住宅に関すること

■ 第1編 総則 ■

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・ 課所管施設の警戒と応急修理に関する事
- ・ 課所管施設の被害調査と復旧計画に関する事
- ・ 通行制限に関する事
- ・ 道路等の障害物の除去に関する事
- ・ 緊急交通路の確保に関する事
- ・ 浸水地帯等の消毒作業に関する事
- ・ 防疫資材及び薬品の管理に関する事

(8) 上下水道局

- ・ 下水道関連施設の災害予防、応急対策、復旧計画に関する事
- ・ 河川、水路の被害調査に関する事
- ・ 水門・樋門等の開閉に関する事
- ・ 水道施設の災害予防、災害時の給水体制の整備に関する事
- ・ 応急給水資材器具の調達保管に関する事
- ・ 被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事
- ・ 断水等の広報活動に関する事
- ・ 大阪府水道震災対策中央本部との連絡調整に関する事
- ・ 水道の広域応援の要請に関する事
- ・ 飲料水の確保と供給に関する事
- ・ 上水道の供給に必要な施設、設備等の破損修理に関する事
- ・ 水源地の防災管理に関する事

(9) 教育委員会

- ・ 防災教育の実施に関する事
- ・ 学校教育施設の被害調査のとりまとめに関する事
- ・ 学校教育施設の応急修理と災害復旧計画に関する事
- ・ 災害時の学校給食に関する事
- ・ 避難所の開設及び管理運営に関する事
- ・ 災害時の休校授業短縮等の措置に関する事
- ・ 災害時の学校衛生に関する事
- ・ 罹災小・中学生に対する学用品の調達支給に関する事
- ・ 児童・生徒の被害調査及び健康管理に関する事
- ・ 避難所状況の情報集約に関する事
- ・ 文化財その他社会教育施設の被害調査に関する事
- ・ 災害時の協力団体との連絡調整に関する事
- ・ 災害時物資集積場所の開設・運営に関する事
- ・ 物資の運搬応援に関する事

(10) 総合行政委員会事務局・議会事務局・農業委員会事務局

- ・ 各部からの機動班員召集に関する事
- ・ 巡回広報に関する事
- ・ 現地での情報収集に関する事
- ・ 災害に対する機動的な対応に関する事

- ・ 事務が集中する班への応援に関すること（被害調査、食料・物資の仕分運搬、避難所交代要員等）

2. 泉州南消防組合

- ・ 火災予防対策に関すること
- ・ 消防力の充実強化に関すること
- ・ 消防資機材等の点検及び整備に関すること
- ・ 消火、救急、救助活動に関すること
- ・ 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること
- ・ 災害情報等の収集及び広報に関すること
- ・ 広域消防応援等の要請・受入に関すること
- ・ 被害状況の調査、集計及び報告に関すること
- ・ 災害対策本部との情報連絡に関すること

3. 大阪府

(1) 大阪府政策企画部危機管理室

災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整

(2) 大阪府岸和田土木事務所

府直轄公共土木施設の災害対策、水防活動並びに水防予警報等の伝達

(3) 大阪港湾局

府直轄港湾・海岸施設の災害予防、港湾・海岸管理、災害応急対策及び復旧対策

(4) 大阪府漁港管理事務所

漁港施設の管理、災害予防、災害応急対策及び復旧対策

(5) 大阪府泉佐野保健所

災害時における保健衛生の指示及び防疫活動、災害医療に係る保健医療活動の総合調整

(6) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

ため池、水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指示

4. 大阪府警察（泉佐野警察署）

- ・ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- ・ 被災者の救出救護及び避難指示
- ・ 交通規制・管制
- ・ 広域応援等の要請・受入れ
- ・ 遺体の検視（死体調査）等の措置
- ・ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持
- ・ 災害資機材の整備

5. 関西広域連合

- ・ 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること
- ・ 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること

- ・ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- ・ 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること

6. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、泉佐野市、府その他の関係機関の実施する事務又は業務について指導応援又は協力するものとし、その大綱は次のとおりとする。

(1) 近畿農政局（大阪地域センター）

- ・ 応急用食料品及び米穀の供給

(2) 大阪管区气象台

- ・ 観測施設等の整備
- ・ 防災知識の普及・啓発
- ・ 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達
- ・ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、府や市に対する気象状況の推移やその予想の解説

(3) 大阪国道事務所南大阪維持出張所

管理道路の整備と防災管理、災害時における道路交通規制及び道路交通の確保並びに被災道路の復旧

(4) 大阪航空局関西空港事務所

災害時における航空機運航の安全確保、並びに遭難航空機の捜索及び救助活動

(5) 岸和田海上保安署

海難救助、海上警備、災害時における海上の安全確保及び航路水路の保全、並びに船舶による救助物資及び避難者の緊急海上輸送の応援

(6) 岸和田労働基準監督署

工場、事業場等の災害防止のための指導監督

(7) 泉佐野公共職業安定所

災害時における労働力確保対策

(8) 近畿地方整備局

- ・ 港湾施設の整備と防災管理
- ・ 海上の流出油に対する防除措置

7. 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- ・ 府・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力
- ・ 緊急時環境放射線モニタリングの支援

8. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに府地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務に関し災害対策を実施し、泉佐野市、府その他の関係機関の実施する防災に関する事務又は業務に協力するものとし、その大綱は次のとおりとする。

(1) 日本郵便株式会社泉佐野郵便局

災害時においても、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するとともに、お客さまに評価される商品・サービスを全国ネットワークで提供するため、防災体制の確立を図る

(2) 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、応援物資、救助物資などの緊急輸送対策、鉄道通信の利用等

(3) 西日本電信電話株式会社（関西支店）

電信、電話施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、非常通信の調整確保

(4) 関西電力送配電株式会社

電力設備の防災管理、電力供給確保体制の整備、電力供給の確保、被災電力施設の復旧事業推進

(5) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）

空港周辺の航空機災害の予防及び応急対策、空港施設の応急点検体制の整備、災害時における輸送確保への協力、並びに航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保

(6) 西日本高速道路株式会社

管理道路の整備と防災管理、災害時における交通規制及び輸送確保、並びに被災道路の復旧

(7) 阪神高速道路株式会社

管理道路の整備と防災管理、災害時における交通規制及び輸送確保、並びに被災道路の復旧

(8) 大阪ガスネットワーク株式会社南部事業部

ガス施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧及びガス供給の確保

(9) 南海電気鉄道株式会社、南海ウイングバス南部株式会社

鉄道及びバス施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、緊急輸送対策

(10) 日本赤十字社大阪府支部

災害医療体制の整備、災害時における医薬品・血液製剤の供給及び医療助産等救護活動、義援金の募集・配分、避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整、並びに救助物資の備蓄

(11) 日本放送協会及び各民間放送株式会社

災害時における緊急放送・広報、気象予警報等の放送周知、並びに義援金品の募集・配分等の協力

(12) 各土地改良区

ため池、水門、水路の防災管理、被災農地、農業用施設の復旧事業

(13) 地方独立行政法人りんくう総合医療センター

災害時の医療体制の整備、医療救護活動

(14) KDDI株式会社（関西総支社）

電信、電話施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、非常通信の調整確保

(15) 一般社団法人大阪府LPガス協会

災害時におけるLPガスによる二次災害防止、LPガス及びLPガス器具等の供給確保、復旧事業の推進

(16) 大阪広域水道企業団

水道用水及び工業用水の施設耐震化、災害時の緊急物資（飲料水）の確保、応急給水及び応急復旧

9. 泉佐野市田尻町清掃施設組合

- ・ 災害時におけるごみの処理に関すること
- ・ 災害時におけるし尿の処理に関すること

10. 公共的団体、その他重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人泉佐野泉南医師会

災害時における緊急医療対策

(2) 一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会

災害時における医療救護の活動、被災者に対する歯科保健医療活動

(3) 泉佐野薬剤師会

災害時における医療救護及び公衆衛生の活動、医薬品等の確保及び供給

(4) 大阪泉州農業協同組合

防災営農対策の推進に対する協力、防災施設等の維持管理

(5) 泉佐野市林業振興協議会

山林火災予防対策

(6) 泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合

災害時における気象予警報等の伝達とその対策

(7) 泉佐野市社会福祉協議会

災害時におけるボランティアの防災活動支援、被災者の復興支援、避難行動要支援者の避難支援活動のコーディネート

(8) 泉佐野商工会議所

被災商工業者に対する復旧指導及び融資対策

(9) 消防団

消防訓練、消防資機材等の点検、消防・水防等の応急措置、被災者、負傷者等の救出・救助、避難誘導

(10) 各町会・自治会

気象予警報等及び広報事項の伝達、並びに食糧及び生活必需品その他の物資の配給等に対する協力

(11) 各自主防災組織

地域における防災対策の推進並びに災害時における初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、その他の応急措置の補助

(12) ため池管理者

ため池の防災管理、水防活動

(13) 原子力事業者（京都大学複合原子力科学研究所・原子燃料工業株式会社熊取事業所）

- ・ 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保
- ・ 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置
- ・ 特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事

態時の情報収集、連絡体制の整備

- ・ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持
- ・ 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という）への資料の提出
- ・ 防災教育及び防災訓練の実施
- ・ 原子力防災知識の普及、啓発
- ・ 環境放射線監視への協力
- ・ 災害情報の収集伝達及び通報連絡
- ・ 原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む）の実施
- ・ 緊急時環境放射線モニタリングへの協力
- ・ 緊急時医療活動への協力
- ・ 他の原子力事業者への協力
- ・ その他、本市が府と連携して実施する原子力防災対策への積極的な協力

(14) 住友電工ファインポリマー株式会社

- ・ 電子線加速器の防災管理
- ・ 放射線災害対策の実施

(15) ポニー工業株式会社熊取工場

- ・ 放射性同位元素の使用施設の防災管理
- ・ 放射線災害対策の実施

(16) その他公共的活動を営むもの

市が行う防災活動について公共的業務に応じての協力

第6節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

1. 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防火関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

2. 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とす

る者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するように努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

3. ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第7節 計画の修正及び周知徹底

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、かつ、計画の実施状況を点検し、必要があるときは泉佐野市防災会議に諮り修正するものとする。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、原子力災害に係る箇所の修正に際しては、府地域防災計画の原子力災害対策編を基本とする。

修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

- (1) 泉佐野市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
- (2) 泉佐野市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- (3) 泉佐野市防災会議は、作成した防災計画修正案について、災害対策基本法第42条第3項の規定により、速やかに府知事に報告するとともに、その要旨を公表する。なお、公表の手段は、市広報紙・ホームページに掲載する等により周知するものとする。

府・市・指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

2. 計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、市の全職員はもとより、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市民に対しても周知徹底するものとする。